

函館市道路の上空に設ける通路の取扱要領

(趣旨)

第1条 道路の上空に設ける渡り廊下等の通路（以下「通路」という。）の取扱い等については、「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）（平成30年7月11日国住指第1201号，国住街第80号）」に定めるもののほか，この要領に定めるところによる。

(基本条件)

第2条 通路を設けようとする建築物は，建築基準法（昭和25年法律第201号）および消防法（昭和23年法律第186号）等に規定する建築物に係る規定に適合した建築物であって，その維持管理が適正になされているものであること。

(設置場所)

第3条 通路を設けることのできる場所は，次表に掲げる要件に適合する所であること。

都市計画において定められた地域	都市計画において定められた建築物の延面積の敷地面積に対する割合	設けようとする通路下の道路の幅員
商業地域内で，かつ，防火地域内	10分の60以上	11メートル以下

(建築物の要件)

第4条 通路を設けようとする建築物は，耐火建築物であること。

(通路の位置)

第5条 通路を設けようとする位置は，原則として通路を設けようとする建築物の5階以上の階で，主要避難階段等に有効に接続される所であること。

(避難通路)

第6条 通路を設けようとする建築物の階の主要避難通路の幅員は，通行上および避難上有効に確保されているものであること。

(附着物の落下対策)

第7条 通路には，通路に附着する雨，雪または氷等の落下による事故防止のため，ヒーティング，水切り等の適当な施設が設けられるものであること。

(建築物の管理)

第8条 通路を設けようとする建築物の通路を設けた後の管理は，同一の管理者が行うものであること。

2 通路を設けようとする建築物の通路を設けた後の管理および施設の整備が，次表に掲げる状態である場合は，前項の規定によらないことができるものであること。

建築物の管理の状態	建築物の施設の状態
<p>(1) 通路を設けた建築物の所有者または占有者等で、当該建築物の管理をしなければならない者による管理協定等により、同一の管理者が管理するものと同程度の管理が行われると認められるとき。</p> <p>(2) 通路を設けた建築物に共同防災センターが設けられるとき。または通路を設けた建築物における、災害発生時の相互連絡、非常警報および避難誘導等が円滑に行われると認められるとき。</p>	<p>通路を設けようとする建築物の通路から通路に直近する避難階段に至るまでの部分が、耐火構造または防火構造等であつて、避難階段に至るまでの部分外の部分と区分される施設が設けられているとき（通路が2の建築物の間に設けられるものであつて、一方の建築物の管理者と、他の一方の建築物の通路を設けた階の使用者が同一であるときを除く。）</p>

(適用除外)

第9条 この要領は、次条の規定を除き建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第145条第2項第1号の規定に該当する通路には適用しないものとする。

(連絡協議会の議)

第10条 通路の扱い等について、この要領により難しい場合、またはこの要領に定めのない事項について必要となつた場合の取扱いについては、関係のある道路管理者、特定行政庁、警察署長および消防長または消防署長からなる連絡協議会の議を経て定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和54年8月23日から施行する。

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について

(平成30年7月11日 国住指第1201号, 国住街第80号)

一 通則

- (1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること。
- (3) 通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものでないこと。また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建基法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。
- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものでないこと。
- (6) 通路の階数は一階を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二階以上とすることができる。
- (7) 通路の幅員は、建築計画に想定される常時運行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際通路から避難する人数に応じた適切な幅員とすること。この場合において、立体横断施設の設置に係る基準における幅員の考え方、大規模開発地区関連交通計画マニュアルにおける歩道のサービス水準に基づく歩道の幅員の考え方を参考に加えることに加え、必要に応じ、避難時に通路から避難する人数やその歩行者密度、歩行距離等も想定し、適切な幅員を検討すること等が考えられる。
- (8) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けること。
- (9) 上記のほか、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。

二 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによること。

- (1) 通路は、同一建築物について1個を基本とし、建築物の用途、規模等により適切と認められる場合においては、二個以上とすることができる。
- (2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、(ロ)の水平距離を縮小することができる。
 - (イ) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
 - (ロ) 道路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10m以内の場所

三 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りではない。
 - (イ) 通路を設ける建築物から5m以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりには耐火構造とすること。
 - (ロ) 通路と通路を設ける建築物の間には建築基準法施行令第112条第14項第1号又は第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。
 - (ハ) 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路による避難が安全であるように適当な措置を講ずること。
 - (ニ) 通路には、建築基準法施行令第126条の3に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適当な排煙の措置を講ずること。ただし、イにおいて建築基準法施行令第112条第14項第2号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合は、この限りではない
- (2) 通路の路面からの高さは、電線、電車等の路面からの高さを考慮し、これらに支障を及ぼさないこととする。
- (3) 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。
- (4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状も考慮して適当な構造とすること。
- (5) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。
- (6) 通路には、適当な雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を設けること。
- (7) 通路の外部には、恒久的であるか臨時的であるかを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。

四 その他

- (1) 上記1から3までについては、道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意に関する一般的な考え方を示すものであるため、通路を設ける建築物の用途及び規模、通路を設けようとする場所等の特殊性から、これによることが必ずしも適切ではないと考えられる場合は、総合的な判断に基づき適切な対応を図ること。
- (2) 必要があると認める場合は、従前の運用と変わらず、通路とこれを設けた建築物とを一の防火対象物として法第8条の規定を適用すること。

アーケードの取扱いについて

(昭和30年2月1日国消発第72号，発住第5号，警察庁発備第2号)

- 1 アーケードの設置は，防火，交通及び衛生上の弊害を伴うものであることから，抑制の方針をとること。従ってこの基準は，その設置を奨励する意味を持つものでなく，相当の必要があつて真にやむを得ないと認められる場合における設置の最低基準を定めたものであること。
- 2 この基準は，建築基準法第44条第1項但書に規定する「公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物」に該当する建築物の確認，消防法第7条に規定する同意，道路法第32条第1項第4号に規定する「歩廊，雪よけその他これらに類する施設」の許可，道路交通取締法第26条第1項第4号〔現行道路交通法第77条〕に該当するものの許可等の権限の行使に際しての基準を示したものであるから，この基準の実施についての別段の法的措置を要しないこと。なお，この基準に適合するアーケードについては，消防法第5条に基づく措置を命じないこと。
- 3 この基準に定めるアーケードの外，アーケード類似のものは認めないこと。
- 4 この基準に対する制限の附加，アーケードの設置禁止区域等（基準法第1項第5号及び第2項第1号ハ，ホ）は，アーケードの申請があつた場合に定めても差支えないができ得れば，あらかじめ第5号の連絡協議会で決定して，適宜の方法によって周知させておくことが望ましいこと。
- 5 アーケードの設置許可等に関する連絡及び調整を行うため，道路管理者，建築主事，警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。
- 6 連絡協議会は，アーケードの設置の申請があつたときに開催すれば足りるが，その設置が予想されるような都市においては，あらかじめ開催し，第4項の事務打ち合わせ等を行つておくことが望ましいこと。
- 7 各機関は，それぞれの事自己の所有部分に関して責任を有すると共に，他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものとし，許可等は，連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り行うものとする。
- 8 アーケードのうち，がんぎについては公益上の必要性により特に基準を緩和しているので，冬季人の通行を確保するため欠くことのできない場合以外は認めないこと。
- 9 アーケードが設置されたときには，市町村長は消防法第8条の規定により「防火責任者を定め，消防計画を立て，その訓練を行うべき建築物又は工作物」としてアーケードを指定すること。
- 10 アーケードが設置されたときはややもすれば道路上にみだりに商品，立看板，自転車等を存置する傾向があり，単に平常時の円滑な通行を妨げるばかりでなく，火災等の災害時において，延焼の危険を増大し，避難及び防災活動を著しく阻害するおそれがあるので，このようなことのないように厳重に取り締まること。
- 11 アーケードの設置後これに臨時的な広告物，装飾等添架，塗装を行うときは，当然許可を要するものであるが，その外消防長又は消防署長は防火上支障がないよう設置者に対し指導を行うこと。
- 12 適法に設置された既存のアーケードで，この基準に適合しない部分があるものについては，この基準に適合しない部分があるものについては，この基準に適合するように指導するものとし，特に道路の占用期間を更新しようとする場合には，厳に所要の事項を指示すること。
- 13 仮設のアーケードで，期間を限って設置を設置を認めたものについては，当該期間が経過したときは撤去を励行させること。
- 14 次の通知は，当然廃止されること。
建築基準法第44条第1項の公共用歩廊の取扱いについて（昭和26.11.13，住発第551号）
建築基準法第44条第1項の公共用歩廊の取扱いについて（昭和26.12.3，住発第196号）
建築基準法第44条第1項の公共用歩廊の取扱いについて（昭和26.11.21，住発第213号）

(別紙)

アーケードの設置基準

一 通則

- (1) この基準において，「アーケード」とは，日よけ，雨よけ又は雪よけのため，路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物，工作物その他の施設をいう。
- (2) アーケードは，がんぎ又は商業の利便の向上のためにやむを得ないもので，且つ，相当の公共性を有するものでなければならない。
- (3) アーケードは，信号機若しくは道路標識の効果を妨げ，又は道路（道路交通取締法第2条（現道路交通法第2条第1項第1号）に規定する道路をいう。以下同じ。）
- (4) アーケードは，都市の防火，衛生及び美観を害するものであってはならない。
- (5) 現地各機関は，アーケードを設備しようとする場所等の特殊性により，この基準のみによっては，通行上，防火上，安全上又は衛生上支障があると認めるときは，所要の制限を附加することができる。
- (6) この基準において現地各機関の最良を認めているものを除く外，風土の状況，消防機械の種類，建築物の構造等の特殊性により，この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合，この基準の一部を適用する必要がない場合，又はこの基準の一部をそのまま適用することによって，通行上，防火上，安全上若しくは衛生上支障がある場合において，この基準の一部を変更して実施する必要があると認めるときは，それぞれ所管部門に応じ中央機関に連絡の上，その処理を行うものとする。

二 道路の一侧又は両側に設けるアーケード

- (1) 設置場所及び周囲の状況は，左の各号によらなければならないものとする。
イ 歩車道の区別のある道路の歩道分又は車馬の通行を禁止している道路であること。
ロ 歩車道の幅員（軌道敷を除く。以下本号中に同じ。）が11メートル未満の一級国道若しくは二級国道（現一般国道）又は道路法第56条の規定により指定を受けた車道の幅員が9メートル未満の主要な都道府県若しくは市道でないこと。

- ハ アーケードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。
 - ニ 都市計画広場又は都市計画街路で、未だ事業を完了していない場所でないこと。
 - ホ 引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域その他の消防法上特に危険な区域でないこと。
 - ヘ 防火地域内又は準防火地域内であること。
 - ト アーケードの面する建築物（以下「側面建築物」という。）のうち、防火上主要な位置にある外壁及び軒裏が耐火構造又は防火構造であること。
 - チ 街路樹の生育を妨げない場所であること。
- (2) 構造は、左の各号によらなければならないものとする。
- イ 歩車道の区別のある道路においては、車道内に又は車道部分につきだして設けないこと。
 - ロ 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から2メートル以内に又はその部分につきだして設けないこと。但し、構造上やむを得ない梁で、通行止及び消防活動上支障がない場合は、この限りでない。
 - ハ 地盤面からの高さ4.5メートル以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。但し、歩車道の区別のある道路歩道部分に設ける場合で、且つ、側面建築物の軒高が一般的に低く2階の窓からの避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面からの高さ3メートルをくだらない範囲内で緩和することができる。
 - ニ アーケードの材料には不燃材料を用いること。但し、柱並びに主要な梁及び桁は、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入れガラス以外のガラスを、それぞれ用いないこと。
 - ホ 階段は、1であること。
 - ヘ 壁を有しないこと。
 - ト 天井を設ける場合は、防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。
 - チ 木造の側面建築物に支持させないこと。
 - リ アーケードは、積雪、台風等に対して安全なものであること。
 - ヌ 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細かいものとする。
 - ル 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないこと。
 - ヲ アーケードの電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電氣的に絶縁するようにつとめること。
- (3) 屋根は、次の各号によらなければならないものとする。
- イ 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影幅は3メートル以下とすること。
 - ロ 歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の水平投影幅は3メートル以下とすること。
 - ハ 屋根には、アーケードの延長50メートル以下ごとに、桁行0.9メートル以上を開放した切断部又は高さ0.5メートル以上を開放した桁行1.8メートル以上の断層部を設けること。但し、屋根にアルミニウム等の火災の際とけやすい材料を使用し、消防上支障がないと認めるときはこれを緩和することができる。
 - ニ 屋根の下面には、アーケードの延長おおむね、12メートル以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。但し、前号但書の部分等でほのほの伝送のおそれがない場合は、この限りでない。
 - ホ 屋根面上は、おおむね6メートルごとに、火災の際その上部で行う消防活動に耐えうる構造とした部分を設け、その部分の幅を0.6メートル以上とし、且つ、その部分に着色等の標示をすると共に要すればすべり止め及び手すりを設けること。
 - ヘ 屋根面（消火足場で0.8メートル以下の幅の部分及び越屋根の部分を除く。）の面積の5分の2以上を地上から簡便且つ確実に開放しうる装置を設けること。但し、屋根（天井を有するときは天井面）が4分の1以上の勾配で側面建築物に向かって下って居りその水平投影幅が3メートル以下であって、且つ、アーケードの下の排煙、換気に支障がない場合においてはこの限りでない。
- (4) 柱の位置は、次の各号によらなければならないものとする。
- イ 道路に設置する場合にあっては、路端寄りに設けること。ただし、歩車道の区別のある道路であって歩道幅員3メートル以上の場合には歩道内の車道寄りにも設けることができる。
 - ロ 消防用機械器具、消火栓、火災報知器等、消防の用に供する施設、水利等の使用及び道路の附属物の機能を妨げるおそれのある位置並びに道路の隅切部分に設けないこと。
 - ハ 側面建築物の非常口の直前及び両端から1メートル以内で避難の障害となるおそれのある位置に設けないこと。
- (5) 添加物等は、次の各号によらなければならないものとする。
- イ 恒久的な広告物等の塗装若しくは添架又は恒久的な装飾をしないこと。但し、アーケードの両端（切断部、断層部等を含まないものとする。）における地名、街区名等の標示で、不燃材料のみで構成され、アーケードの梁以上の高さに設けられるものについては、この限りでない。
 - ロ 電気工作物は、アーケードの軒先から0.2メートル以内又は消防用登はん設備から一メートル以内の部分その他消防活動上特に障害となる部分には施設しないこと。
- 三 道路の全面又は大部分をおおうアーケード
- 道路の全面をおおい、又は道路中心線から二メートル以内に突き出して設けるアーケードは、前項各号（第一号ロ、ト、第二号イ、ロ、ハ及び第三号イを除く。）によるの外、左の各号によらなければならないものとする。
- イ 道路の幅員が4メートル以上且つ8メートル以下であること。
 - ロ 側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向25メートル以内に幅員四メートル以上の道路若しくは公園、広場の類があること。但し、前段に規定する距離が50メートル以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。
 - ハ 側面建築物の延長おおむね50メートル以下ごとに避難上有効な道路があること。但し、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。
 - ニ 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火構造又は防火構造であり、且つ、それ

らの部分にある開口部には防火戸が設けられていること。但し、この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線は、隣地境界線とみなす。

ホ 側面建築物は、既存のものについても、建築基準法施行令第一一四条及び第五章第一節並びに火災予防条例の規定に適合していること。但し、防火上、避難上支障がない場合は、この限りでない。

ヘ 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置及びアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね150メートル以下ごとに消防機関に火災を通報することのできる火災報知機が設けられていること。

ト 柱以外の構造部分の高さは、地盤面から6メートル以上であること。但し、側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないときは、当該軒高及び地盤面からの高さ4.5メートルに下らない範囲内で緩和することができる。

チ 屋根面は、断層部分又は消火足場と交さる部分を除き、その全長にわたってアーケードの幅員の8分の1以上を常時開放しておくこと。但し、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には越屋根の類を設けることができる。

リ アーケードを設置しようとする道路の延長五〇米以下ごとに屋根面上に登はんできる消防進入用の設備及びこれに接して消防隊用の消火栓並びにこれに接続する立管及びサイアミーズコネクションを設けること。但し、街区又は水利の状況により消防上支障がないときは、その一部を緩和することができる。

ヌ 前号の設備及び各消火足場を道路の延長方向に連絡する消火足場を設けること。

ル その幅員の全部をアーケードでおおわれた道路と交ささせるときは、交さる部分を開放し、又は高さ0.5メートル以上を開放した断層部とすること。

四 屋根が定着していないアーケードの特例

屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防災処理をした天幕の類を使用しその全部を簡単に撤去することができるが、且つ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで、交通上支障のない場合においては第二項中第二号ニ、第三号ロ、ハ、ニ、ホ及び第三項中イ、チ、リ、ヌは適用しない。

五 仮設日よけの特例

夏季仮設的に設ける日よけで、期間終了後は全部の構成材料が撤去されるものについては、第二項中第一号イ、ハ、ホ、第二号イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト、リ、ヌ、ル、第三号イ、ロ、ハ、第四号全部及び第三項中ト、ルの規定のみを適用する外、左の各号によらなければならないものとする。

イ 設置期間は六月から九月までの四箇月以内であること。

ロ 歩車道の区別のある道路の歩道部分のみに設けるものであること。但し、歩車道の区別のない道路にあつてアーケードの延長及び幅員並びに附近の建築物、道路、消防水利その他周囲の状況から、通行上、消防上支障がない場合は、この限りでない。

ハ 屋根の材料はビニール、よしず、天幕等軽量で、且つ、延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。

ニ 構造は、容易に破壊消防を行いうるような簡単なものであること。

ホ 延長12メートル以下ごとに少くとも屋根の部分の撤去しやすいように独立の構造としたものであること。

六 がんぎの特例

がんぎについては、第二項中第一号イ、ロ、ハ、第二号イ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、第三号イ、ロ、ニ、第四号全部及び第五号全部のみに適用する。但し、地方の特殊事情によりこれらの規定の一部又は全部を適用しないことができる。